

## 地域再生計画

1 地域再生計画の名称  
『遊休農地等を活用した新たなチャレンジ』計画

2 地域再生計画の作成主体の名称  
青森市

3 地域再生計画の区域  
青森市の全域

4 地域再生計画の目標

### (1) 地域特性

本市は、青森県のほぼ中央に位置し、824.56 平方キロメートルに及ぶ広大な行政区域と 30 万人を超える人口を有する県都であり、交通・行政・経済・文化の中心都市として都心部を中心に高度な都市機能が集積し、交通の結節点として高い拠点機能を有している。

また、北は陸奥湾に面し、東部と南部には奥羽山脈の一部をなす東岳山地、八甲田連峰、西部には広大な津軽平野、津軽山脈など、雄大な自然環境に恵まれている。気候は、夏が短く冬が長い冷涼型の気候に属し、特に冬は、積雪量が非常に多く、全域が国の特別豪雪地帯に指定されている。

### (2) 農業の現況

このような中で本市の農業は、県都青森市民の 30 万人を超える消費者を抱える産地であるという利点を活かしながら、青森地区では稲作を中心として国の産地指定を受けているトマトなどの野菜、浪岡地区では全国トップクラスの生産量を誇るりんごを中心に、稲作などの生産活動が展開されている。

しかしながら、輸入農産物との競争や、国内の産地間競争の激化、農業従事者の高齢化や後継者不足などの全国的に共通する課題は本市においても例外ではなく、農業産出額や農家人口は減少傾向にある。このことは、農業産出額や農家人口の減少にとどまらず、遊休農地の発生など、食料の安定供給のほか、水源の涵養、自然環境の保全などの多面的機能を発揮してきた農地の荒廃を招く要因の一つにもなっている。

このため、本市においては、担い手の育成・確保を目指し、認定農業者等の育成と支援、農業実技研修や各種講習会の開催による新規就農者及び農業後継者への支援など様々な取り組みを行ってきたが、依然として、遊休農地及び遊休農地となるおそれのある

農地(「遊休農地等」という。)は、現状で約 140 ヘクタールにも及び、今後についても、後継者が見込まれない高齢農家の営農の状況、認定農業者等の担い手の状況等から相当数の増加が想定される。

### (3) 地域再生の目標

本市を含む青森県の津軽地域では、平成 15 年度に認定を受けた県の「津軽・生命科学活用食料特区」により、民間事業者や第 3 セクター等の法人でも農地の借受によって特定農地貸付けなど市民農園の開設を行うことや農業参入が可能となったことから、本市においても市民農園の開設・運営などの取組みが広がりつつあり、新たな農業の担い手の一角としても期待されている。

このことから、NPO 等が主体となり遊休農地等の借上げから、土づくり、農作物の栽培・生産・加工・販売に至るまでを実践し、本市における新規就農者に関わる問題点を整理し、新規就農へのモデルケースを構築することにより、新たな担い手の育成を図るとともに、市においては、農地の担い手への利用集積を進めるなど「多様な担い手による農地の有効利用」を目指すこととする。

これに加えて、NPO 等が有する多彩な人材による組織力と、ネットワーク能力を活かし、「農」から「食」へのマーケティングを実施することにより、消費者ニーズに合致した付加価値の高い農業生産を図るとともに、市においては、優良種苗の供給による苗質の向上と農家の育苗コストを低減するなど、「農業経営の変革の促進」を目指すこととする。

#### (目標 1) 認定農業者数

【現状値】143 人(平成 16 年度)

【目標値】190 人(平成 22 年度)

#### (目標 2) 新規就農者数

毎年度 2 名の新規就農者

【目標値】合計 10 人(平成 22 年度)

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

NPO 等が主体となり、遊休農地等を借上げ、新規就農者の掘り起こしに向けた活動、就農希望者を対象とする営農ノウハウの学習機会の提供、遊休農地等を活用した営農活動、生産した農作物を利用した加工品の開発、販売方法の検討などを一連のサイクルとして実施する。

また、上記の取組みを踏まえ、営農者のための「農」から「食」へのマーケティング講座を実施する。

市においては、上記取り組みと連携し、農地の担い手への利用集積、認定農業者をはじめとする担い手の育成のほか、優良種苗の供給などに取り組むこととする。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取組み

C2001 地域再生に資するNPO等の活動支援

(1) 新規就農モデルケースの構築

NPO等が中心となって借り上げた遊休農地等を活用し、栽培から販売まで4段階のステップにより、新規就農までの道筋を描く「新規就農モデルケース」の構築を目指すこととする。

ステップ1（遊休農地を活用した栽培方法などの検討と営農ガイドの作成）

NPOが市や現役営農者などと連携し、遊休農地の土づくり、作付けする農作物の栽培方法などを検討する「遊休農地栽培検討会」を開催。

ステップ2（営農者の新規開拓・育成）

新規就農希望者の掘り起こしのためのPR活動を実施するとともに、新規営農の実践例を話し合うフォーラムを開催。

ステップ3（生産作物の検討）

青森の風土にマッチし、市場性も考慮に入れたこだわり野菜や、減農薬・有機栽培等に関する先進事例を学ぶための「営農指導会」を開催。

ステップ4（農産物加工と販売方法の検討）

農産物加工・販売（\*）を実践し、ネットワークを構築しながら、課題を把握し、ハウスマニュアルを作成。

（\*）農産物の加工・販売については、加工品開発や販売戦略の構築などを目標として、以下の活動を実践する。

ア）農産物加工品開発

藍を活用し、藍染による地域づくりを進めている市民グループ「あおもり藍工房」と協働して、商品ブランドのデザインなどブランドモデルの開発を行うとともに、既存の農産物加工団体と協働し、農産物の加工試験などの交流会を開催し、加工品開発を目指す。

イ）販売戦略の構築

有機栽培野菜のブランド化を目指す営農者組織とその野菜を使用したコミュニティレストランを運営する新規参入NPOの設立を支援し、同レストランで得られる情報を共有することにより販売ノウハウを蓄積するとともに、商店街の空き店舗等を活用したコミュニティショップを期間限

定で設置し、県内生産農家とのネットワークを活かしつつ農産物や開発した農産物加工品の試験販売を実施する。

(2) 「農」から「食」へのマーケティングの実施

ステップ1から4の実施を踏まえ、生産から消費まで流通システムを再検討し、「農」から「食」に至るまでの新たなネットワークを構築するための、「マーケティング講座」を開催する。

また、今年度の実績を踏まえ、次年度以降は参加する市民、関係団体の掘り起こしを進めながらネットワークの強化に努める。

5 - 3 - 2 支援措置によらない取組み

(1) 遊休農地を活用した農業の実践（実施主体：NPO）

遊休農地の借上げから、土づくり、農作物の栽培・生産までを実践するとともに、遊休農地の特性をチェックし、新規就農者へ提供するためのリストを作成する。

(2) 農地の利用集積（実施主体：市）

担い手農業者（認定農業者・集落営農等）への農地の利用集積を促進するとともに、認定志向農業者等が認定農業者になることを促進する。

(3) 農業研修の充実（実施主体：市）

農業指導センターのほ場を活用し、新たに農業に従事しようとする者の確保に努めるほか、農業技術のテーマ毎に栽培講習会・現地検討会等を開催する。

(4) 栽培技術等向上支援（実施主体：市）

若手農業者や女性農業者等の栽培技術・経営技術（加工品）の習得を支援する。

(5) 種苗供給の実施（実施主体：市）

優良種苗を供給し、苗質の向上と農家の育苗コストの低減を進める。

6 計画期間

認定の日から、平成22年度末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に掲げる目標については、本市の総合計画 - ネクスト Aomori 推進プラン - 前期基本計画における施策及び事務事業評価の達成指標の目標値にでもあるため、行政評価の取組みの中で毎年度評価を行い公表する。

- 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項  
該当なし